

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

# 関西労災職業病 7月号

(通巻第87号)

関西労働者安全センター 1981.7.20 発行

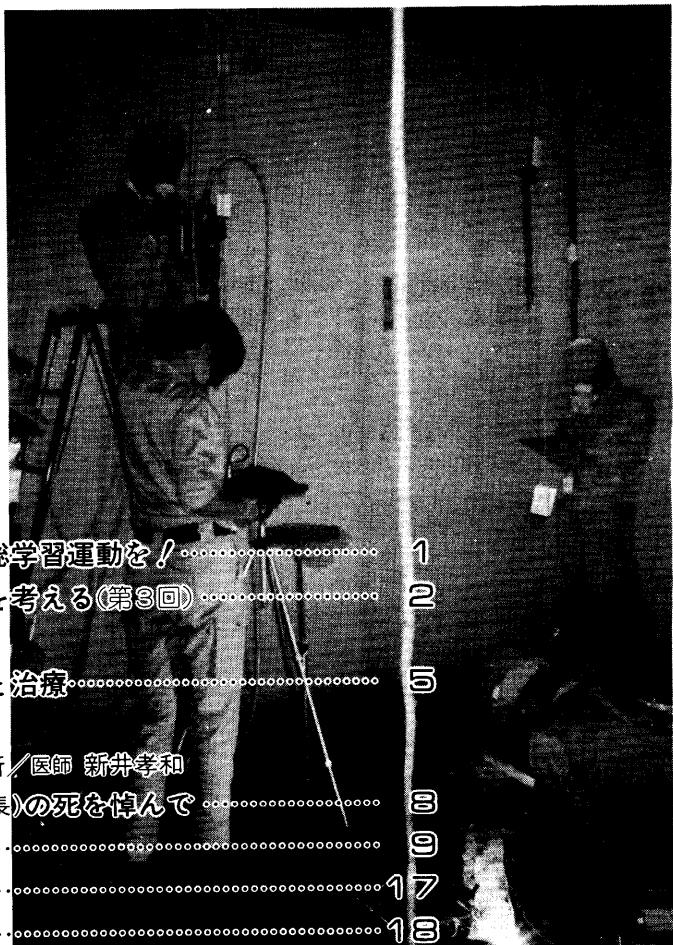
大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

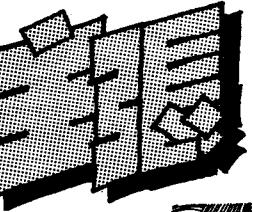
☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円

- **主張** 秋期闘争へ向け  
職場・地域で総学習運動を! ..... 1
- **シリーズ／職場の安全衛生を考える(第3回)** ..... 2
- ☆オーエム工業 ..... 5
- **学習のページ／病気の原因と治療** ..... 5  
熱中症 ..... 5
- 松浦診療所／医師 新井孝和 ..... 5
- **伊山氏(昭電職業病訴訟原告団長)の死を悼んで** ..... 6
- **前線から** ..... 9
- **報告** 改悪労災法 ..... 17
- **原発内被曝・岩佐訴訟** ..... 18





# 労災闘争総習会 第二回



## 職場・地域で総学習運動を！

関西労働者安全センターは、去る六月七日の第二回運営協議会において「労災職業病闘争講座」の開校と、今秋を中心として各職場、地域における総学習運動を推進していくことを確認した。講座については既に六月一六日の開校以来四回を数え、毎回五十名前後の参加で一定軌道に乗りつつある。講座の主なねらいが労災闘争の活動家の拡大という点に置かれていて、後者の総学習運動は、より多くの労働者に労災職業病問題に対する正しい理解と運動の指向性を確認してもらう場所として考へてている。

「雇用の不安があつて労災問題はとりあげられない」という論議がしばらくの間強く存在したし、また現在も消えたわけではない。しかし、

ここ二～三年の運動の経過は「労災問題をやらなかつたら雇用不安が少しでもましになる」というようなことは決してありえないことを証明してきており、逆に労災闘争も含めて、「悪いのは一つもない」と力説した労働者があらゆる課題に積極的に取り組んでこそ展望が切り拓けることを明らかにしてきている。景気が落ち込んでしまえば、資本はすぐに人員合理化をやるが、少し景気がもち直しても人員は増えず、仮に増えても雇用が不安定な臨時工やパート、下請などがわざわざ増加する程度といふのが最近のパターンである。賃金は上らず、常に雇用不安に悩まされ、仕事はどんどんきつくなる、まさに労災職業病大量発生の素地がどんどん広がり、根深くなつてきているのである。このような意味においても、

労災闘争に積極的にとりくむことが今ほど重要な時期はないだろう。山本敬一議長が、第一回講座で「労災闘争にまじめにとりくんでいる組合は、この運動が必ず労働運動の強化、発展につながるものと確信している。安全センターの会員団体はもち論のこと、労働者の健康破壊問題に関する心がある労組、団体において、積極的に今秋を中心として労災職業病問題についての学習会を計画されることが期待するとともに、安全センターとしてもこれまでの経験を整理し、より多くの職場に運動についての正しい理解を深めていくため全力で体制作りにとりくむ決意であります。

# 職場の安全衛生を考える (第3回) オーエム工業 反労働者的安全反則点数制度

は五段階に分けられている。更に反則点数が累積することによって安全注意票の発行から、減給、出勤停止、最終的には懲戒解雇までの処分が決められている。会社創立以来、労災多発職場として何度も特別安全指導事業場として指定を受けていたが、今年三月、その汚名を返上したのをきっかけに、一步でも「ゼロ災」に近くするために全社的に安全衛生問題にとりくみたいとの会社の意気込みを示したものだという。既に会社の提案を受けて全金労組を排除した安全衛生委員会では承認され、三カ月間の試行期間の後、九月一日より実施していく計画になっている。

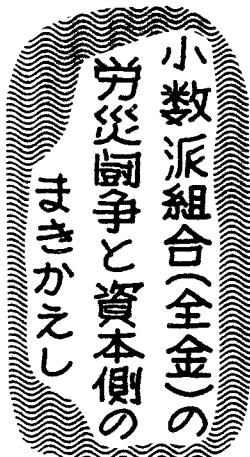
七二年、総評全金オーエム工業支部が結成されたが、会社は機会あるごとに組織破壊、弱体化を意図した金政策によりメッキ業界では東洋一といわれる発展を実現してきた企業である。

不當介入や労務政策をとり続け、遂に七四年会社の意のままに動く企業内組合を作らせ、合理化差別攻撃を一層おし進めた。

労働者は、業界水準より低い賃金で、生活防衛のために最低五十時間以上の時間外労働をせねばならず、更に、メッキ職場特有の高温、騒音、有害物質に囲まれた劣悪な労働環境の中、健康破壊・疲労の蓄積が漫

扉を開閉時に手、指等体の部分をはさま一二点、中腰等の不自然な姿勢を長時間(おおむね三十分钟以上)続け腰痛を起こす一不休災害であれば二点、休業した場合は三点。

これは、今年六月一日、会社が提案した安全反則点数制度に掲げる反則種類のほんの一例である。作業動作、保護具、通行等に関する反則種類の数は五〇項目に及び、反則程度



## 小数派組合(全金)の 労災闘争と資本側の まさかえし

オーエム工業株式会社は、一九四九年個人経営による亜鉛メッキ工場として出発し、高度経済成長と歩調

があわせて急成長し、現在住之江区の本社工場の他、桜川、堺にも工場をもつ従業員数約五百名の企業である。更に、愛知、兵庫、四国、九州に兄弟会社があるオーエムグループ

延していく。そして、その結果として労災事故、職業病が多発し、監督署より何度も特別安全指導の指定をうける有様であった。

このようなかで、全金オーエム工業支部は、一人の労働者が夜勤業務のため出勤途上、脳卒中で倒れ死亡したことをとり上げ、労災認定闘争にとりくんだ。地域の全金組合、関西労働者安全センターと協力して、会社の労務政策、健康管理のズサンさを批判しながら監督署交渉を行ない、労災認定をかちとった。これをきっかけに、安全・労災問題に対する意識は高まり、企業内労組の労働者が相談に来たり、いつたん打ち切りつかけに、安全・労災問題に対する意見を述べたり、労使協調の実態としては、労使が徐々に高まっていった。

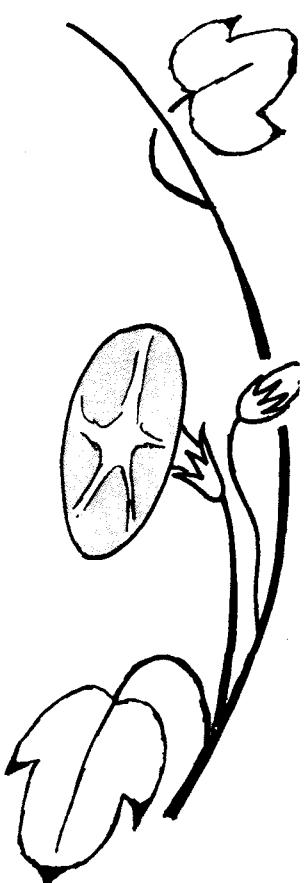
一方、会社はこの傾向を徹底して嫌悪し、今まで以上に会社主導の安全運動を積極的におし進めていくことで、全金の影響力を弱めようとしてきた。危険予知訓練、体力増強運動など、大企業でとりくまれ効果の要すとの診断を受けた労働者を翌日

上っている安全運動を積極的にとり入れ、職制クラスを中心に運動を進めている。朝礼では、「荷の下に入るな」とか「安全確認を徹底させよう」などの安全宣言が毎日くり返された。そして、その集団成として今回の安全反則点数制度が打ち出されてきたのである。安全は労使一体で推進するものという労使協調のポーズをとりながら、実態としては労働者に自己規制を強要し、労働者労務管理が強化されていった。足の骨折だったら休んでもいいが、手の骨折なら歩けるから休まず会社に出でこいと労働者に強要したり、蒸気熱で足をヤケドして一ヶ月の休業を

には出勤させるという事態もおこつてている。

## 中小企業に進出する 大手の「安全運動」

会社主導の安全運動とは、結局は統計としてあらわれる労災事故数を減らすことであり、安全反則点数制度の導入は、労働者にますます自己規制を強要し、労災かくしをおし進めるものでしかない。そして、安全は労使が一体となつて進めるものだといふイデオロギーをつくり、安全運動を通して労働者どうしの監視体制をつくり上げ、労務管理、労働強



化を抵抗なくおし進めることにその本質があることは間違いない。安全反則点数制度の前文の書き出しが「昔はケガと弁当は自分持ちとう」言葉があつた。現在ではこのような認識は否定され、安全配慮義務が強調され事業者責任が問われる時代である」となっている。本来、労働者が企業を追求する時に使うこの言葉を企業が進んで口にする。この真意は何か？安全運動は、高度成長下での賃金上昇にかわり、不況下において労使一体の企業意識をつくるために非常に有効であるからであり、物的・安全対策にムダな金をかけないで済むからである。



全運動」がこのように中手の企業まで拡がりつつある。こうした攻撃に對しては、安全問題に関する企業の責任、義務を徹底して追及する労働者の立場に立つ安全闘争を対置して反撃していくなくてはならないだろう。

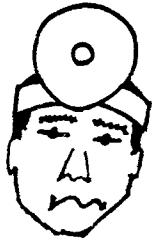
## 反則点数制反対と 全金つぶし阻止 を結合して闘かおつ

オーエム工業では、昨年原料の亜鉛が二〇%以上値上がりし、その赤字をとりかえすため、更には、泉北に新工場をつくる計画を実現するために人員配置転換を行う必要があり、労働強化、配置転換を抵抗なく進めるために様々な攻撃をかけてきている。停年を六〇歳に延長するかわりに給与体系を全面的に改正し、職能給の導入を考えている等、労働者が抵抗する意欲をなくす方向で会社に

現在、大企業で成果を上げた「安全忠誠を誓わせようとしている。安全反則点数制度もその一つの攻撃としてあるだろう。

そして、抵抗する全金に對しては露骨な組合つぶしの攻撃をかけてきている。七月二日、全金の書記長が、組合事務所横の空地を来客用駐車場にしようとしたコンクリートブロックを撤去したところ、会社は書記長に対して、責処分を発表した。しかも処分の根拠が就業規則の懲戒解雇の項目を根拠としており、書記長の行為からしても常識として適用されるようなものでないものである。組合は、ブロックを現状回復し、陳謝したのに、処分を強行したのは不当かつ無効であるとして再三団交を申し入れたが会社は一切団交を拒否している。

このような会社の態度に組合は、今までの経緯より考えて露骨な全金つぶしととらえ反撃に立ち上がる決意をしている。



# 病気の原因と治療

## 熱中症

松浦診療所医師 新井 孝和

人間の身体は、そのときの外界の条件に応じて、いろいろな反応をおこします。高温下におかれた場合、体温を一定に保つため汗がどんどん作られ、皮膚表面の血管はいっぱい開いて、皮膚からの放熱をさかんにしようとします。まったく汗をかいていない時でも、一日に五〇〇cc

の中に含まれるものです。大抵は一時的なものであとも残らず回復しますが、中には命取りになるような場合もあり、あまり軽く考えているわけにもいきません。

### 過剰な発汗が 身体に及ぼす影響

このようにして、体の中の血液が皮膚にあつまつて、しかも大量の水分と塩分が失われるため、体の他の部分でも色々なことがおこっていきます。血液量の相対的な減少をおぎなうとして心臓はさかんに働きます。普段一分間に七〇回くらい打つている脈は、たちまち一〇〇回をこえ、一五〇回にも一八〇回にも達することがあります。最低血圧はさがりま

すが、高温下で汗をかきながら八時間働くと、その時の発汗量は四～五リットルにもなり、時には一〇リットルをこえる量に達することもあります。また、量が少ない時は汗はほんの少しだけですが、多くなるにつれて、その中に塩分がまじるようになります。五リットルの汗をかくと、それに伴つて失われる塩分は少くみつても二〇グラム程度にはなるでしょう。二〇グラムといふと、普通日本人が一日にとる食事中に含まれる塩分より少し多いくらいの量です。

す。最高血圧は初期には上昇しますが、ついにはやはり下降してしまいます。高温下ではこのように心臓循環系に最も大きな負担がかかるわけです。その他、胃腸の働きも低下しますし、肝臓もへばりやすくなつてきます。

体温は汗や皮膚からの放熱によつて何とか平熱に保たれていますが、高温に加え、湿度が高かつたり、空気の流通が悪かつたりすると、体温調節の働きが及ばなくなつて、ついには上昇しだします。高温多湿の条件下では、労働者はしばしば三七〇台、あるいは三八〇以上の体温で勤めていきます。

の結果、体の他の臓器が悪い影響を受けたり、体温調節の働きが最早及ばなくなってしまったりしておこつてくる体の失調状態のことなのです。全身の脱力感、めまい、頭痛、はき気などが軽い熱中症の症状で、これは体温調節の働きに心臓時には作業終了後や夜ねているときにおこります。体温はあまり上つてしません。水分と塩分の補給が必要で、医者でリングルの点滴等を受けるのが一番確実でしょう。熱中症の中で一番こわいのは、いわゆる熱射病といわれてゐるもので、体温調節

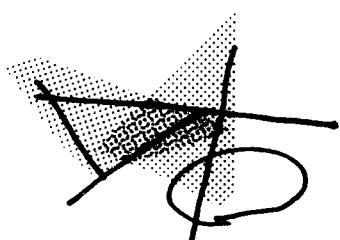
の働きが及ばなくなつて、どんどん体温が上昇しておこります。頭痛やめまいに続いて気を失うという風に症状はすすみます。悪くするとそのまま命を落とすこともあるのです。

れていって衣服をゆるめて楽にしてやればまもなく回復するでしょう。

## 熱中症と

# 熱射病

さて、熱中症というのは、このように高温下で体温を一定に保とうとする動き（それ自体は合目的的なも



き、この月だけで三〇四人の熱射病死を出した記録が残っています。熱射病になると体は非常に熱く、体温は四〇度以上になつてゐるかも知れません。ただちに涼しい場所に運ぶのはもちろんですが、何としてでも体温を下げなければなりません。水に浸した布で体をこすつたり、体全體をおおつたりして下さい。それと同時に大至急病院に搬送して対処すべきです。

## 熱中症を起しやすい

### 労働条件とは

熱中症は高温という条件に加えて、やはり湿度が高い状態の方がおこりやすいし、作業者側の条件もかなり問題になります。疲労していたり、胃腸をこわしていたりするとそれだけ熱中症を起こす危険性が高くなります。また、高温作業に慣れた労働者より不慣れな労働者の方がよくお

こすようです。また労働の内容から見ると、机に座つてするような作業より全身を動かす筋肉労働の方がおこしやすく、一連続作業が長い、あるいは休憩時間が短い等の条件は熱中症発生の重要な原因になります。

熱中症は製鉄所等の炉を使う作業炭鉱等での坑内作業でよくおこるのは当然ですが、炎天下の土木作業員や、郵便配達等の外務員にもおこります。高温下で作業する際の安全な条件は、その労働内容にも規定され一概には決められません。作業中の脈拍が一分間一五〇をこえたり、一日の発汗量が五リットルをこえるようになると熱中症をおこしやすくなるといわれております。一応の目安に

はなりますが、職場の温度、湿度、風の有無、一連総作業時間、さらに野労基署の正式認定はまだおりていらないものの、実質的に勝利解決となつた。

この認定は造船所のマンガン中毒を日本で初めて認めさせたという点はもちろんのこと、名村造船に対する分会の闘いに大きな足掛りができたという点で極めて大きな成果であろう。

詳細は次号に

名村造船



七月七日、大阪労働基準局は、

全港湾建設支部名村分会が二年余にわたってとりくんできた安田氏のマンガン中毒症について、業務災害として認める判断を下した。

労災申請の段で頸肩腕障害も併せて主張していたため、所轄の阿倍野労基署の正式認定はまだおりていらないものの、実質的に勝利解決

# 柳山善昭氏（昭和電極職業病訴訟原告団長）の死を悼んで

七月一五日、合化労連昭和電極職

になつて様々な運動へ参加された。

業病訴訟団の原告団長であつた柳山

昭和電極訴訟は第一段の闘いに勝

善昭氏が肺ガンのため亡くなられた。

悪（労災保険と民事損害賠償の「調

七四年一〇月の提訴以来、七年ぶり

利し、そして柳山氏はそれを見とど

に資本にじん肺及び皮膚障害についての責任を認めさせた勝利和解をか

けるとともに、他の多くの労働者、反対運動の必要性を訴えられ、昭電

ちとつて（七月十一日）間もなくのことであつた。我々は、最期まで職業

被災者が闘いを継続することを確信

病を絶滅する闘いへの情熱を燃し続

法改悪に反対する関西緊急連絡会議」して資本は、先の労災保険法改悪に

けられた故柳山氏の御めい福をお祈

また全国規模における「同全国連絡会議」発足の大きな原動力となつた

りするとともに、その遺志を引きつ

して永眠された。政府、労働省、そ

ぎ、労災職業病を根絶する闘いを一

く見られるよう、被災者、労働者に

層強化していくことを新めて決意し

たのである。昨年夏場における大阪労

働基準局への行動や、関西総決起集

して永眠された。政府、労働省、そ

ているところである。

昭和電極との闘いは言うに及ばず、か道が開けないことを熱く訴えられ、

同氏は全ての労働者、被災者の中心

参加者に大きな勇気を与えたのであ

る。

## 原発内労働被曝裁判 岩佐訴訟を支援する会への入会を

七月一日に始まりたに控訴審争手への支援を呼びかけます。会費は一口一ヶ月五〇〇円  
個人又は団体で入会を。会員には岩佐訴訟ニュースをお送りします。（本誌ナハ観参照）

郵便振替  
大阪304131 岩佐訴訟を支援する会事務局

松浦良和氏の連載「80  
年代医療の動向と我々の任務」は休みます。

の任務」は休みます。

# 前線から

南大阪

## 職業病への取り組み「歩前進」

### Sさんの頸肩腕・腰痛を労災認定

#### 大阪地域合同キンダーハイム分会

去る七月九日、大阪地域合同キンダーハイム分会Sさんの労災認定が勝ちとられた。同分

間に、地域合同本部、安全センターと共に数回の交渉をもち、監督署からの現場ハイム分会の調査をも実現させた。分会ではこの成果を今後、職場での環境改善、Sさんの職

会は、本誌八四号にも既載したように、身障児童の通園施設に働く保母で、職場ではケイワン、腰痛が多発しており、労災職業病に対する闘いの一歩

場復帰の闘いに結びつけて、同じようフレットにして、同じよう苦しんでいる保育労働者との交流をはかっていきたいと考えている。

また、労災闘争の経過をバクイワンの認定基準）のワク外であつた保育職場のケイワン症に対し末端の労働行政では否定できなくなつてきていることのあらわれであろう。

## 北大阪

### 中谷氏の脳卒中死を労災申請決定、労基署の基本姿勢追求

#### ・全通大阪日通支部・

七月二一日、全通大阪日

つた。

通支部及び安全センターは、支部は交渉に先立つて、として、最も重症のSさんの中谷氏死亡直後に会社（日の労災認定闘争に取りくんだものであった。

四月一六日の申請以来三カ月近くかかったが、この

大阪淀川労基署に対して、中谷氏死亡直後に会社（日本郵便通送大阪支部）が淀川労基署との問題について協議し、「労災にはなら

ないので申請しても受理できない」という結論を得たとして、支部に文書で示している点について労基署の立場を追及した。当初は「一般論を言つたに過ぎない」と居直っていた労基署側も、追及が厳しくなると態度を一転させ、「一切そのような話はしたことがない。文書は全くの会社側の作文である」との最終見解を示し

た。結局、労基署が会社から「始末書」をとるということで、とりあえずの解決となつたが、労基署の姿勢を疑わせるに充分なことだけ

に、八月四日に予定されている第二回目の交渉以降、「被災者、遺族の立場に立つ行政」を支部として強く要求していくことになる。

げなどいのちと健康を金銭に換算する思想から脱却し、会に集つた被災者のエネルギーを労働行政の反動化をく労災補償制度の改革をおし進めていくと訴えた。こうと最後のまとめがあり、それを受けて、被災者団体よりアピールが行なわれ、その数は十八団体に及んだ。被災労働者全国協などからの被災者の職場復帰、雇用保障を制度的に確立していくとの呼びかけ、あるいは日化工クロム被害者の会、三池労組の中毒患者会の裁判闘争で企業責任を追及していいる報告など、被災労働者のおかれている悲惨な状況と、それに屈せず労災職業病を憎み、闘いを進めている現状が切々と報告された。

総評では今回の集会をきっかけに全国の被災者団体を結集して連絡会議を結成していく方針であり、年内にも準備会を結成していく

# 東京三百名の労災被災者会大々盛り上り

七月一〇日、東京お茶ノ水の新総評会館大ホールで「労災職業病被災者全国集会」が開催された。これは昨年の労災法改悪にみられるように相次ぐ労働行政の反動化に対し、被災労働者を核にした反撃をしていかなくてはならないといふ総評、日本労働者安全センターの主催で開かれたもので、全国各地から三百名以上の参加者があり、そのほとん

どが労災被災者であつた。

また参加した労働組合も一

七単産、四二単組、八県評と多く、当日用意した資料も品切になるほど盛況であつた。

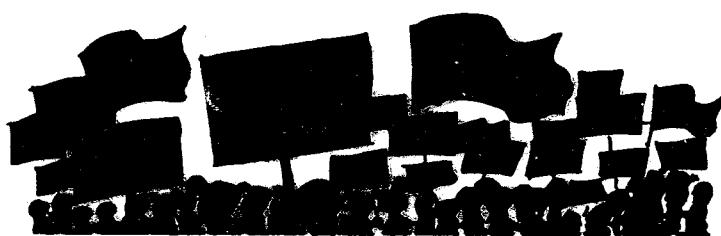
集会は主催者のあいさつ

の後、総評信太氏より集会に対する問題提起がおこな

われ、不況の名の下に増え

労災職業病が増え、労働行

政が反動化している現状と、これに対して補償額の引上



# 西大阪

## 慰安旅行先の

**脳卒中も労災だ！**

### 此花労働者センター

七月八日、朝鮮総連大阪西支部、此花労働者センターセンター、関西労働者安全センターの三者は、西野田労基署に対して、(株)浪速通運の従業員で(株)レンゴー(くずれ)も大阪市福島区)への出向

要員であり、今年二月慰安旅行先で脳卒中で倒れた松原氏について、早期に労災として認定するよう申し入れた。続いて七月一五日には、連名による意見書を提出し、同氏の脳卒中の原因として、①血圧は正常で外的要因なしに卒中を起こすことは考えられない、②今年に入つてから風邪をひいて体調を崩していたが、出

勤しなければならなかつた、③夜勤を含む四直三交代勤務、④フォーカリフト免許取得のために大変苦労をしていたこと(在日朝鮮人であります、また十分な学校教員で(株)レンゴー(くずれ)もあり、また十分な学校教員であり、今年二月慰安旅行先で脳卒中で倒れた松原氏について、早期に労災として認定するよう申し入れた。続いて七月一五日には、連名による意見書を提出し、同氏の脳卒中の原因として、①血圧は正常で外的要因なしに卒中を起こすことは考えられない、②今

育を受けられず文字があまり続めなかつた)、⑤出向先レンゴーにおいて「しこみ部」の人員が、昨年末に三人から二人に減らされたこと、など主要五点にわたって主張を行なつた。労基署側も我方の綿密な調査に圧倒された形で、被災者の立場に立つて慎重に調査することを約した。

八一年南大阪労働五一

# 南大阪

## 第8回会宿がスタート

### 今年も各地から35名

#### ・南大阪労働フィールド合宿実行委・

八一年南大阪労働五一  
ルド合宿は、二二二日から四  
日間の予定で開始されてい  
る。参加者は、関西の医学  
生を中心に、長崎、鳥取な  
ど各地から約三五名が松浦

眼とした班で、もう一つは  
労働運動との交流を第一目  
的にしたものである。

二二二日は、午後三時より  
開始し、実行委、安全セン  
ターの挨拶のあと、松浦氏、  
全金大阪地本の要氏の講演  
を行なつた。その中で参加  
者は、翌日からのフィール  
ドワークを前にその意義や  
問題点をかなり明確なもの  
にできたと言えよう。二三  
日、二四日は、港湾や金属  
を中心とした各地の職場を  
訪問して、労働したり交流  
会を持つたりしている。最  
終日二五日には、総括討論  
を行ない、午後には、原発  
内労災についての講演会を  
行なう予定である。

実行委はフィールドの後  
わりの班構成をおおまかに  
も継続討論し、今回のまと  
めを各大学の運動と重ねて  
診療所健診部の活動を組み  
報告していきたいと考えて  
いる。

# 南大阪

## 急性心不全は労災に 脳血栓認定に力を集中

### 全港湾大阪支部阪上港運分会

全港湾大阪支部阪上港運分会は、急性心不全で死亡した△氏と、作業中脳血栓で倒れた□氏について労災申請を行っていたが、七月三月という最も寒い時期に

初旬、阿倍野労基署は△氏については労災として認定を行った。労災事故で頸椎損傷を受けたことが約半年後に生じた急性心不全の原因となつていてる点を認めたものである。しかし、他方

### 大阪中央

## 労災職業病闘争講座

### 第2回(腰痛) 第3回(頸腕)と 順調に進む

六月一六日、盛況なうちに行なった労災職業病講座は、六月三〇日腰痛症、七月一四日ケイワ

全体的にかなり関心も高く、よくわかつたとか、ケイワ

ンに対する科学的知識を得たなど、講座内容がかなり理解されていることが示された。一方、腰痛は歳をと

るとどうなるのかなど多く

の質問も出され、事務局も喜しい悲鳴をあげている。

次回は七月二八日で、内

ニース  
B氏は八十年六月に一度  
B氏の脳血栓については「非常に難しい」として保留の状態のままになつてゐる。当該分会、支部安全委員会、安全センターは、七月一三日労基署と話し合いをもち、

症と具体的な疾病についての講座が行なわれた。二回とも四〇人以上の参加者で

講座の内容は、第二回が

循環器病に関する講座が行なわれる予定である。

本船作業も含め過激ないかだ労働をさせたので再発したもの」と主張し、松浦診療所新井医師の意見書も併せて提出した。署側も意見書を参考にして再検討することを約束しているが、状況は予断を許さず、労災認定要求行動の強化が今後必要であろう。

第三回目は、ケイワん症について、肩こりとケイワンの違いを中心に医学的に闘争のとりくみなどが報告された。

第三回目は、ケイワん症

# 大阪中央

野呂氏が死んだ

## 早期解決を求める審査会交渉

### 日放労園西支部

七月六日、日放労園西支  
部、総評東地協、安全セン  
ターは、大阪労災保険審査  
官と交渉をもち、元日放労  
組合員であり、ファイルム編  
集労働者であつた故野呂氏

においても、「労働強化で  
あることは事実」「前年の  
福島大会に比べて極端な少  
数精銳になつてゐる」等々  
ほぼそれを裏付けられたも

のである。

我々はこのような事實を踏えて、野呂氏の二周忌である八月二二日までには労災認定するよう要求したが、審査官の「参与会の業務外認定」という見解には拘束されず、福島大会に比べて極端な少とつて交渉を次回へもちこした。

く方針である。

小原氏は七九年春に北海道出張の際に腰痛が激化し、

病院では「椎間板ヘルニア」の主な作業は製図で中腰の姿勢が多く、その他にも機械の据えつけなど不自然な姿勢、車による名古屋方面等への出張など腰への負担

の因果関係はかなり明らかである。しかし、現行の認定基準は災害によらないヘルニアは基本的に認めていないので、阿倍野労基署との今後の交渉は時間がかかるものと、支部でも体制作りを急いでいる。

## 南大阪工場の労災(腰痛)獲得に向け職場アンケート調査始まる

### ・全金太平製作支部

この件については今年の一  
月段階から交渉が継続さ  
れているが、七月になつて  
ようやくNHRより資料が提  
出され、我々が当初から同  
氏の脳卒中発症の最重要原  
因として主張してきた七九  
年夏の大津高校総体報道に  
ついて、NHR当局の資料

全金太平製作支部は、小  
原氏の腰椎々間板ヘルニア  
の労災申請を五月上旬に行  
つていたが、この認定闘争  
を勝利に導くために、また  
職場に多発する腰痛問題の  
対策の足掛りとして、腰痛  
認定闘争を有利に進めてい



# 徳田訴訟

原告の正義を燃ゆる(六十回連)

## 野村メック労働組合

野村メック労働組合がすすめている徳田氏のシアン液による眼負傷の損害賠償訴訟は、七月九日、第十回法廷が開かれ、今回も前回

に引き継ぎ、原告徳田氏の証言が行なわれた。

中北弁護士から徳田氏の野村メックにおける職種につ

かねてより理事会は、甲山学園廃園と砂子療育園の兵庫医科大学への跡地売却、職裁判闘争は、今春、みど

を初め多くの方々から御支援いただいた浦中、西岡労働組合つぶし、被災者への弾圧といふ過程での一事件にすぎない。

それはしかし、決して一事件に止まる事なく、その実、全労働者への処分弾圧としての質を持つ。

西宮甲山廃園をのりこえ  
福祉労働運動の更なる前進を

兵福労の闘いは、今大きな試練に立たされている。兵福労はその前身である甲山学園労組設立が、甲山事件の被デッチ上げ者の救援と甲山学園の廃園阻止にあつた訳で、その廃園が今現実のものとなつた。すなわち、園児減少とそれに伴う甲山学園の赤字蓄積、そして経営母体たる甲山福祉センター全体の累積赤字（約六億）の一掃と清算のため、

関西労働者安全センター

反対尋問が行なわれ、本件

にての質問から始まり、事故当日の様子、またその事故後の徳田氏の視力について等々詳しく質問された。

次に、被告側代理人より

反対尋問が行なわれ、本件

に引き継ぎ、原告徳田氏の

証言が行なわれた。

まず原告側代理人である

が塩化ビニール製（他のバ

ムブは鉄製であつた）であ

つたことに対しても会社側に

何か言つたことがあるのか、ある。

次回、九月二十四日の公判においては、原告、被告側

からそれぞれ一名ずつの証

人調べが行なわれる予定で

子であった。

シアン液が噴出し始めた時、

徳田氏はどのような処置をとったのか等々と、どうに

かして徳田氏の過失を見つ

け出そうと苦労していた様

子であった。

シアン液が噴出し始めた時、

徳田氏はどのような処置を

とったのか等々と、どうに

かして徳田氏の過失を見つ

け出そうと苦労していた様

子であった。

が、それに対する弾圧の質は、むしろ社会体制の構造的なものである。障害者を

現社会体制の枠内に押え込む要としての施設を絶対堅持する意志が貫かれるのである。

砂子療育園において七八

年

年春季特殊健診で受診者の三分の一が要精査、要治療の結果が出、それに続く通院、休業補償、人員増要求闘争は事実上のストライキ体制までに高揚して行つた。しかし、この闘いは、その夏の支部委員長、書記長の脱落、自己批判、経営への屈服という形で挫折し、以降全面的な兵福労つぶしが開始された。その背後には明らかに兵庫県民生局の指導があり、いわく「措置費

通達されたのである（七八年六月）

その中身は如何なるものか——浦中、西岡事件を頂点とした被災者への処分弾圧、イヤガラセ、退職強要、不当配転、不当解雇等である。

かつての「福祉元年」のスローガンは、わずか一年で崩壊したが、以降は福祉リストの体制的合意が成立し、八一国際障害者年の今にして行政改革が叫ばれていた。福祉労働運動は体制的に合理化の中で現場での最底辺での闘いにならざるを得ず、またそれは労働対象である障害者との連帯を必然化する。

被災者の補償充実の闘いはもちろん、甲山事件における反デッヂ上げの現場から

兵福労の闘いの過程は如実にそれを物語つてくる。

の闘い、隔離収容された障害児者の処遇向上と「街へ余きなくされた訳だが、そ点とした被災者への処分弾圧、イヤガラセ、退職強要、不当配転、不当解雇等である」、これら一切が今回の廃園攻撃によって全面解体される。他ならない。福祉労働現場の奥深くくい込み、労職闘争をはじめとして多面的な闘いを今後も継続していくされてくる、といわれるが、たいと思う。

## 関西労災職業病の講読者拡大を！

料金表	
部数	料金(年額)
一部	二〇〇〇円
二部	三〇〇〇円
三部	四〇〇〇円
四部	五〇〇〇円
五部	以上一部増えるごとに百円増

(郵便振替) 大阪315742

関西労災者 安全センター

# 一時金で滞納一掃！！

体系下での円滑な園運営と正常な労使関係の樹立」がつもの課題を抱つてきた。

# 六月の新聞記事がら

- 六・二 西成区にある簡易宿舎の壁が崩れ落ち、歩道にすわっていた作業員二人に当たり負傷
- 六・三 南区の改築工事現場で作業員が削岩機で地と足場のH型鋼もろとも生き埋めになる
- 六・四 豊中のメッキ会社が過去七年間にわたり高濃度の六価クロム化合物の排水を下水道に流れしていたことがわかり工場長検挙される
- 六・五 摂津市の送電線架け替え工事現場でクレーンでつり下げられたゴンドラが傾き、乗つていた作業員が落ち死亡
- 六・六 国家公務員の定年法成立―昭和六十年から六十歳定年を実施
- 六・七 会社の仕事を自宅に持ち帰つての“残業”による過労から自宅でくも膜下出血のため倒れた会社員の休業補償の申請に対し守口労基署は業務上と認定
- 六・八 滋賀県の花火製造工場で花火が爆発し二人即死
- 六・九 福岡大牟田市の三井石炭三池鉱業所三川鉱の海底坑で落盤事故、六人が坑内に閉じ込められる
- 六・一〇 東成区のメッキ会社が基準の二百倍を超えるシアンを下水道に流し摘発される
- 六・一六 北海道の三井炭鉱上砂川鉱業所で崩落事故があり、三人が生き埋めとなる
- 六・一七 尼崎市の住宅改装現場で建物が倒壊し大工三人が死傷
- 六・一八 交通事故で入院生活を送つている岡山市のお会社社長がおこしていった交通訴訟で岡山地裁は一億数千万を認める判決を下した
- 六・一九 住友金属和歌山製鐵所の転炉で下請け作業員が修理作業中、足場が崩れ地上に転落一人死亡、六人が重軽傷
- 六・二〇 北海道石狩で作業員宿舎が全焼し作業員五人が焼死
- 六・二一 七二年に起きた北陸トンネル事故で被災者三十人に総額二千万の示談金を国鉄側が支払うことで合意
- 六・二二 大正区にある重工会社で下請作業員が高速道路用橋脚の内部で塗装作業中、爆発が起き作業員二人が重傷
- 六・二三 東大阪市に住む工員自殺―最近視力がおとろえて夜勤作業がうまくいかないと悩んでいた
- 六・二四 堺市の国道で台車に積んでいたクレーン車のアームが回転しバスに激突、乗客五人が重軽傷



# 年金停止は実質13.4年に 調整対象に「休業」「傷病年金」 労働省ペースで労災審答申

準についての検討が行われてきたが、を認識せねばならない。

去る六月一〇日の審議会において最終的に意見がまとめられ、労働大臣への答申が行われるに至った。反対運動の全般的な総括については現在論議中でもあり、ここでは触れない

が、法案成立後、十分な取り組みができなかつたという事情を反映して、と「障害」にしほられていたため、反審議会での論議は終始労働省ペースで進んだという感が強い。非常に不本意なことではあるが、今回の答申（近々に労働省令として告示されることが予想される）について特に問題がある点を挙げてみたい。

## ① 損害賠償を受けた場合、労災保険

停止期間が九年となつた問題について

これは前払一時金相当期間（約四・四年）を除いてのものであり、実質的災保険法改悪一労災保険と民事損害賠償の調整問題については、昨年秋の臨時国会において政府一自民党にゴリ押しされる形で改悪法案の成立を許した。それ以降、労災保険審議会において具体的な「調整」の実施基

これらの点は、法案段階でも「遺族」対運動を進めてきた側でも特に論議をしていなかつた問題であるが、法律の裏付けもなく、また国会審議でも「遺族、障害」に限定していたにもかかわらず、調整対象を拡大したことは全くもつて言語道断といわざるを得ない。

このように法案成立段階までは反対運動に「配慮」を見せ譲歩のポーズをとつてきした労働省が、成立とともに運動が弱まつたと見るや一挙に本音を出し、我方の態勢がとのわないうちに押し切つたということである。政府労働省の横暴に歯止めをかけうるのは被災者、労働者の下から起ち上りしかないということを再度肝に銘じて、反撃を準備しよう

② 「調整」の対象が、遺族年金と障害年金のみでなく、法律でも決つていなし「療養補償」「休業補償」「傷病補償年金」にまで拡大された問題について

# 原発内被曝 岩佐訴訟

控訴審第一回法廷

## …大法廷もあふれかえる…

七月一日、大阪高裁二〇二号法廷で岩佐訴訟控訴審第一回口頭弁論が開かれた。本年四月、放射能汚染、事故隠しが明るみになつた敦賀原発で七二年に下請作業中に被曝した岩佐氏に対する労災補償を認めるかどうかの民事訴訟である。三月三一日の大坂地裁の判決では、原告側が敗訴したが、それ以後、敦賀原発の事が発覚し、多数の下請労働者の被曝の実態が問題になる中で、第二審は開始された。

法廷には、大阪、京都、神戸をはじめ全国から支援の労働者、市民、学生が約百三十名結集し、支援の輪が拡がつてゐることを示した。当初、大阪高裁は一〇〇七号法廷という小法廷を指定していたが、当日結集した人々の「全員に傍聴させろ！」と

いう要求で、二〇二号法廷という大

法廷への変更を余儀なくされた。

法廷の内容は、新たな証拠の採用と原告側準備書面の提出だけで約三〇分で終了した。

その中で弁護団長である仲田弁護士が、特別に弁論を要求し、「原判

決は、敦賀原発事故が発覚した後であれば、必ず逆転していくと確信する。原判決の理由書では、起こらなければ、漏えい、バケツで汚染水をためおいたこと、被告日本原電による資料の捏造は、十分に考えられる」と述べ、

本年四月に暴露された事故隠し、ズサンな安全管理を例にひき、原判決を批判した。最後に、「裁判官に政治的予断、偏見を持たず、公正な裁判を要望する」としめくくつた。

現在、全国には二十万人にものぼる下請労働者が原発で働いており、

多くの労働者は、被曝の危険性にさらされている。また被曝労働者に対する労災補償の第一歩として、岩佐訴訟は注目を集めしており、是否とも

勝たねばならない闘いである。

第二審勝利にむけて東京、京都、神戸で独自の集会、取り組みが行われ、運動の輪が拡がつてきており、今後とも支援体制の強化を行つていかねばならない。

なお第二回法廷は、九月二八日午後一時、大阪高裁二〇二号法廷で開かれることで、かかる予定であり、多くの人々の傍聴を呼びかける。

次回法廷  
九月二八日 午後一時  
大阪高裁  
一一〇二号法廷

# 夏期カンパへの御協力のお願い

各位におかれましては、ますます御健勝のことと存じます。また、関西労働者安全センターに対する日頃からの御指導、御鞭撻に対し心より御礼申し上げます。

さて当センターも本年三月七日、ようやくにして第一回総会を開催するとともに、これまで八年余にわたる運動について中間総括を行い、新たな陣容と新たな決意をもつて運動を展開しているところであります。労働運動がますます右傾化し、職場労働者が日々ものを言えぬ状況が進行す

る中において、労働運動の原点ともいえる「自らの生命と健康を守る闘い」、労災職業病を撲滅する闘いは極めて重要な位置を占めできていると考えており、関西労働者安全センターが果していかねばならぬ役割は、ますます大きなものになつてきていると思つております。

しかし、任務の大きさと、運動の前進に比して、センターの財政はまだまだ不十分なものであり、専従事務局員の

人件費や活動費等の切りつめによつてからうじて大幅赤字を免れていらうのが現状であります。センターの役員を中心としてその改善には日々努めており、今後とも長期的計画をもつて収支の改善にあたる決意であります。回の夏期カンパへの御協力ををお願いする次第であります。各位とも経済的には苦しい状況とは存じますが、よろしくお願い致します。

一九八一年 八月

関西労働者安全センター

運営協議会議長 山本 敬一

■表紙写真 溶接ヒューム・マンガン粉じん量の測定のための模擬実験のもうよう。

## 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株)千里印刷 06-351-1127**

大阪市北区天満橋3-5-28